

フルハーネス型墜落制止用器具特別教育のご案内

厚生労働省は、労働者の墜落を制止する器具である安全帯（以下「墜落制止用器具」という。）の安全性の向上と適切な使用等を図るため、2018年6月に関係する政令・省令等を一部改正しました。これにより、2019年2月1日以降、一定の作業においてはフルハーネス型の安全帯（墜落制止用器具）を労働者に使用させることや、当該労働者に対して特別教育を行うことが事業者には義務付けられました。

つきましては、当連合会では標記の講習会を下記日程により開催いたしますのでご案内申し上げます。

1 日程表

開催地区	開催日	時間	会場
高 知	6月 4日(火)	9:00~16:30	高知県立地域職業訓練センター(高知市布師田 3992-4)
	8月 5日(月)		
	10月 9日(水)		
	12月12日(木)		
	2月10日(月)		
四万十市	7月18日(木)		中村地区建設協同組合会館(四万十市右山元町 3-3-26)

2 科目、時間

科 目	時 間
I 作業に関する知識	1時間
II 墜落制止用器具に関する知識	2時間
III 労働災害の防止に関する知識	1時間
IV 関係法令	0.5時間
V 墜落制止用器具の使用方法等(実技)	1.5時間

*フルハーネス型(安全帯)をお持ちの方はご持参下さい。

3 受講料

*2019年10月1日に消費税率が改定されましたら、新消費税率で算出された金額に変更となります。

	受 講 料	テキスト代	合 計
(高知・須崎・四万十・安芸労働基準協会) 協 会 員	6,480円(本体6,000円+税)	972円(本体900円+税)	7,452円
会 員 外	8,640円(本体8,000円+税)		9,612円

<申込み・問合わせ先>

一般社団法人 **高知県労働基準協会連合会** 〒780-0821 高知市桜井町2丁目6-31 コーポ NOR 1F

TEL 088-861-5566 URL <http://www.k-roukiren.jp/>

FAX 088-861-5567 (受講申込書にご記入のうえ、送信ください)